

# 人事行政の運営等の状況の公表

## 第1 人事行政の運営の状況

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

#### (1) 職員の採用及び退職等の状況（令和4年度）

（単位：人）

職種	採用	退職								合計
		退職					免職			
		定年	勸奨	普通	死亡	任期満了	分限	懲戒	失職	
一般行政職	743	274	52	163	9	240	0	3	0	741
研究職	21	7	1	8	0	6	0	0	0	22
医療職	83	16	9	29	1	32	0	0	0	87
技能労務職	14	14	2	1	1	9	0	0	0	27
教育職	4,764	1,003	119	441	17	2,651	0	6	0	4,237
警察職	383	155	36	111	8	25	2	0	0	337
企業職	26	3	1	2	0	7	0	0	0	13
合計 (構成比)	6,034	1,472 (26.9%)	220 (4.0%)	755 (13.8%)	36 (0.7%)	2,970 (54.4%)	2 (0.0%)	9 (0.2%)	0 (0.0%)	5,464 (100%)

(注) 1 上記の数は、再任用職員を含みます。

2 職種の区分については、次のとおりです(以下(2)及び8職員の退職管理の状況に同じ)。

一般行政職・・・他のいずれにも該当しない職員

研究職・・・研究職給料表適用者

医療職・・・医療職給料表(一)、医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)の各適用者

技能労務職・・・技能職給料表適用者

教育職・・・教育職給料表(一)及び教育職給料表(二)の各適用者並びに指導主事及び社会教育主事並びに高等看護学院及び農業大学の教員

警察職・・・公安職給料表適用者

企業職・・・企業職給料表(一)、企業職給料表(二)、下水道企業職給料表の各適用者

3 数字の単位未満は、四捨五入しました。このため、内訳の計が100%にならない場合があります(以下(2)に同じ)。

#### (2) 職員の昇任及び降任の状況（令和4年度）

##### <知事等>

（単位：人）

区分	昇任							降任
	主任	主査級	主幹級	副課長級	課長級	副部長級	部長級	
一般行政職	188	129	126	88	39	20	10	10
研究職	9	4	10	6	5	1	0	0
医療職	28	7	13	5	4	1	2	0
技能労務職	0	0	0	0	0	0	0	0
教育職	1	0	2	0	1	1	0	0
企業職	19	14	12	6	3	2	3	0
合計 (構成比)	245 (32.3%)	154 (20.3%)	163 (21.5%)	105 (13.8%)	52 (6.9%)	25 (3.3%)	15 (2.0%)	10

(注) 1 知事等とは、任命権者が、知事、議長、選挙管理委員会、代表監査委員、人事委員会、公営企業管理者及び下水道事業管理者であるものを言います(以下同じ)。

##### <教育委員会>

（単位：人）

区分	昇任							降任
	主任	主査級	主幹級	副課長級	課長級	副部長級	部長級	
一般行政職	74	57	33	9	14	10	3	2
医療職	1	4	0	0	0	0	0	0
技能労務職	0	0	0	0	0	0	0	0
教育職	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 (構成比)	75 (36.6%)	61 (29.8%)	33 (16.1%)	9 (4.4%)	14 (6.8%)	10 (4.9%)	3 (1.5%)	2

(単位：人)

区分	昇任				降任
	主幹教諭	教頭	副校長	校長	
教育職	189	248	6	179	17
合計 (構成比)	189 (30.4%)	248 (39.9%)	6 (1.0%)	179 (28.8%)	17

## &lt;警察本部長&gt;

(単位：人)

区分	昇任					降任
	巡査部長 主任	警部補 係長	警部 課長補佐	警視 調査官級	所属長級	
警察官	294	197	86	31	20	1
一般職員	29	22	10	4	2	0
研究職	3	1	0	0	0	0
合計 (構成比)	326 (46.6%)	220 (31.5%)	96 (13.7%)	35 (5.0%)	22 (3.1%)	1

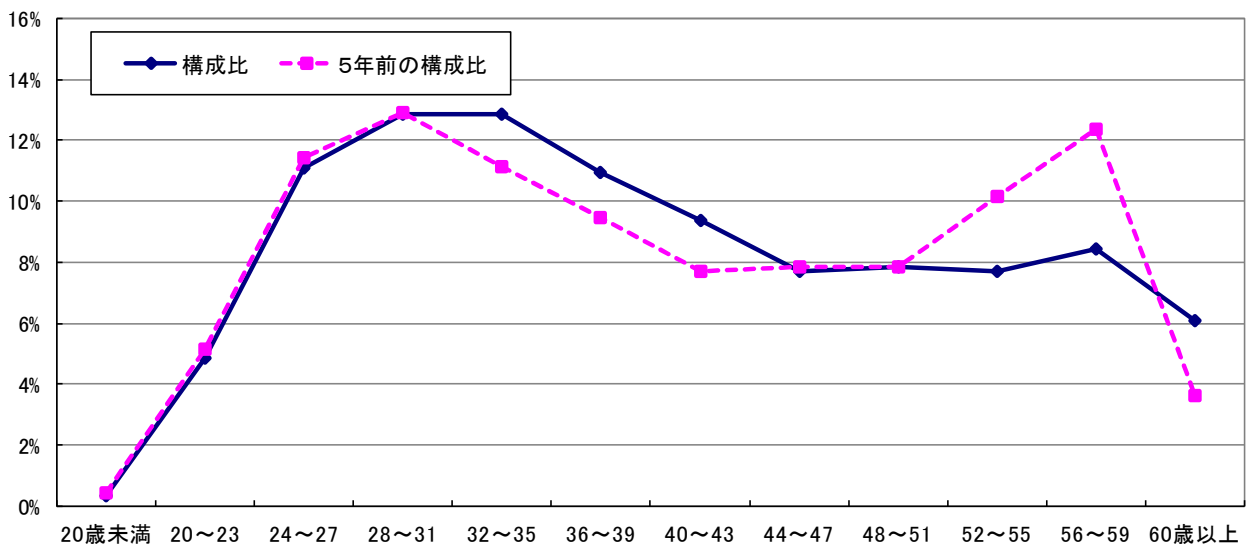
## (3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在 単位：人)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和4年	令和5年		
普通会計部門	議会	67	67		
	総務	1,211	1,219	+8	社会全体のDX推進
	税務	569	568	▲1	執行体制の見直し
	民生	1,049	1,083	+34	児童虐待防止対策の強化
	衛生	1,587	1,555	▲32	執行体制の見直し
	商工	328	334	+6	社会経済対策
	労働	198	200	+2	執行体制の強化
	農林水産	903	900	▲3	執行体制の見直し
	土木	1,283	1,274	▲9	執行体制の見直し
	小計	7,195	7,200	+5	
	教育部門	41,080	41,187	+107	国の定数改善に伴う増
警察部門	12,858	12,857	▲1	執行体制の見直し	
小計	61,133	61,244	+111		
公営企業部門	病院	184	185	+1	執行体制の強化
	水道	339	341	+2	執行体制の強化
	下水道	127	127		
	その他	109	105	▲4	執行体制の見直し
	小計	759	758	▲1	
合計	61,892	62,002	+110		

(注) この表は、総務省定員管理調査の区分に基づき、職員の配置状況を行政部門別に表にしたもので、職員数は定数条例上の定数とは異なります。

(4) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	199人	3,003人	6,884人	7,957人	7,969人	6,773人	5,816人	4,779人	4,867人	4,757人	5,228人	3,770人	62,002人

(5) 職員定数の適切な管理

業務のスクラップ・アンド・ビルドや事業手法の見直しを絶えず行うとともに、災害対応など県民の生命・財産に重大な影響を及ぼす事案に迅速的確に対応するため、組織体制及び職員定数等を見直しています。

なお、企業局、下水道局、教育委員会（事務局職員及び県立学校事務職員等県の裁量により削減が可能な職員に限る。）においても、職員定数を適切に管理することとしています。